



引換えに入会保証金の返還を受けることができる。但し、入会保証金の返還については第13条の定めによる。

## 7. 個人会員権の生前承継

個人会員が高齢や健康上の理由によりプレーが不可能になった場合においては、法定相続人に限り、生前の会員資格の承継を認め、相続の承継と同一の手続をもって承継人がその権利義務を承継することができる。

## 第18条 (休会)

1. 会員が、海外に1年以上赴任、または居住する場合、会社に対し所定の申請書に非居住者証明を添えて申し出たときは、会社は理事会の承認を得て休会を認める。
2. 会員が重度の傷病等において長期療養をやむなしとした場合は、会社に対し所定の申請書に医師の診断書を添えて申し出たときは、会社は理事会の承認を得て休会を認める。また、病氣療養の期間が1年以上となる場合は、その年度ごとに診断書の提出を義務付ける。  
但し、1～2項に関しての開始時期は次年度の4月1日より有効とする。

## 第19条 (退会)

1. 退会して会員契約を解除することを希望する会員及びその利用登録者は、所定の手続により会社及び倶楽部に対して届出を行ない、会社及び倶楽部理事会の承認を受けるものとする。但し、その場合における入会保証金の返還については、第13条に定めるところによる。
2. 退会会員の再入会は一切認めないものとする。但し、特別の事由のある場合に限り、理事会の承認をもって入会を認めるものとする。

## 第20条 (会員資格の喪失)

1. 会員及びその利用登録者は、次の事由が生じたときに会員資格を喪失し、これに伴い同時に倶楽部社員の地位を喪失する。
  - ①任意退会。
  - ②個人会員が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は法人会員が解散したとき。
  - ③会員資格を他に譲渡し、名義書換手続を完了したとき。
  - ④退会勧告の承諾及び除名。
  - ⑤倶楽部を退社したとき。
2. 利用登録者は、次の場合に利用権を喪失する。
  - ①前項の定めにより会員が会員資格を喪失したとき。
  - ②死亡若しくは失踪宣言を受けたとき。
  - ③退会勧告の承諾及び除名。
  - ④会員により利用登録者が変更されたとき。
3. 前項の場合、当該会員及び利用登録者は、会員、社員及び利用登録者たる地位を証する一切の物品、書類、記章等を会社に返却しなければならない。
4. 前1項のいずれの号においても、入会保証金は措置期間経過前は返還せず、期間経過後において第13条の定めに従って返還する。

## 第21条 (会員資格の一時停止)

会員又は利用登録者が次の各号の①又は②に該当したときは、会社及び倶楽部理事会の決議により当該会員又は利用登録者に通知のうえ、会員又は利用登録者の権利を一定期間停止することができる。

- ①年会費その他の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。
- ②会員又は利用登録者が次のいずれかに該当したとき。
  - (1)その有する資産上に仮差押、差押申請又は競売がなされ、又は、破産、整理、民事再生手続、会社更生等の倒産手続きの申立があったとき。但し、第三債務者として仮差押、差押申請があったときを除く。
  - (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、又はその有する資産上に保全差押を受けたとき。但し、第三債務者として差押があったときを除く。
  - (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

## 第22条 (権利の停止、退会の勧告、除名)

1. 会員又は利用登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、会社及び倶楽部理事会の決議により当該会員又は利用登録者に通知のうえ、会員資格の停止、利用権の停止、又は退会を勧告し、もしくは除名することができる。
  - ①本会則その他諸規則に違反したとき。
  - ②会社、倶楽部の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしたとき。
  - ③施設を故意に破損したとき。
  - ④入会申出時に虚偽の事実を申告していたとき。
  - ⑤反社会的団体に関与していると認められる者を同伴又は紹介して入場させたとき。
  - ⑥他に所属するゴルフ倶楽部において懲戒等の処分を受けたとき。
  - ⑦禁固以上の刑罰の執行を受けたとき。
  - ⑧倶楽部理事会が処罰(除名を含む)を適当と認めたとき。
  - ⑨年会費その他の支払いを1年以上怠り、会社又は倶楽部の催告があっても完済しないとき。
  - ⑩その他前各号に準じた認められるとき。
2. 会員又は利用登録者が倶楽部の退会の勧告に応じないときは、会社及び倶楽部は、倶楽部理事会の決議を得て、除名することができる。  
但し、倶楽部社員たる地位は一般社団法人法の定めるところによる。
3. 会員又は利用登録者を除名する場合、会社及び倶楽部は会員又は利用登録者に対して弁明する機会を与えなければならない。

## 第23条 (ゲスト)

1. 会社及び倶楽部、会員及び利用登録者が紹介し、同伴するゲストは会社の定める一定の条件のもとにゴルフ

場施設を利用することができる。但し、会員及び利用登録者は、自己の紹介又は同伴にかかるゲストのゴルフ場施設内における一切の行為と諸支払いについて連帯して責任を負うものとする。

2. ゲストの人数、利用料金等については別に定める。

## 第24条 (追加会員の募集)

会社がクラブハウス増改築・コース改造等著しい施設の改善を行う場合、その他会社の経営上必要がある場合、会社は倶楽部理事会の承認を得て、追加会員の募集又は入会保証金の追加徴収の要請ができるものとする。

## 第25条 (利用約款)

会員・利用登録者・ゲストを問わずゴルフ場施設を利用する場合は、別に定められた利用約款による。

## 第26条 (届出・通知)

1. 個人会員は、自宅住所(電話番号を含む)、勤務先会社名、所在地(電話番号を含む)に変更が生じたとき、又は法人会員は、その商号、所在地(電話番号を含む)、代表者、届出印鑑に変更が生じたとき、並びに利用登録者は、自宅住所(電話番号を含む)、勤務先会社名、勤務先住所、職位に変更が生じたときは、速やかに所定の書式によりその旨届出をしなければならない。
2. 会員又は利用登録者に対する通知は、会員又は利用登録者の会社及び倶楽部に対する届出の所在地に対してこれをなし、会員又は利用登録者が前項の届出を怠ったため延着し、又は到着しなかった場合、通知を発送した日から通常到達すべきときに到達したこととする。

## 第四章 倶楽部

### 第27条 (倶楽部の運営)

1. 倶楽部は、一般社団法人として法人格を有し、定款及び一般社団法人法の定めるところに従い運営・執行される。
2. 定款及び一般社団法人法に定めのない事項については、慣例に従う外、本会則の定めるところによる。

### 第28条 (倶楽部役員)

1. 理事長は、会務を総理する。
2. 他の理事は、理事長を補佐し会務を分掌し、理事長に事故があるときは倶楽部理事会において予め定めた順序により職務を代行する。

### 第29条 (倶楽部役員の仕事役員就任)

会社の運営を管理・指導するため、倶楽部理事会は、倶楽部役員の中から理事、監事各々若干名を選任し、理事を会社の取締役、監事を会社の監査役の候補者とする。

### 第30条 (分科委員会)

1. 倶楽部の運営の円滑を期するため、倶楽部理事会は、各種分科委員会を設け、業務を分担させる。
2. 分科委員会の改廃、新設、分担事項の変更は、倶楽部理事会が決定する。

### 第31条 (分科委員会委員の委嘱)

1. 委員は、倶楽部理事会において選考委嘱する。
2. 委員の任期は2年として再任を妨げない。

### 第32条 (分科委員会の分担事項)

- 分科委員会の種類・分担事項は次の通りとする。
- ①競技委員会  
倶楽部競技の運営並びにルールに関する事項。
  - ②フェローシップ委員会  
入場者のエチケット並びに社員・会員のフェローシップに関する事項。
  - ③ハンディキャップ委員会  
会員並びに利用登録者のハンディキャップに関する事項。
  - ④ハウス・コース委員会  
クラブハウス・コース等の設備並びに食堂に関する事項。
  - ⑤総務委員会  
倶楽部の会計、法律行為に関する事項並びに他の委員会に属さない事項。
  - ⑥プロ及びキャディ委員会  
プロの監督、キャディマスター及びキャディ・研修生の教育に関する事項。

### 第33条 (会計)

倶楽部の会計事務は、会社に委託する。

## 第五章 会則の変更と運用

### 第34条 (会則の変更)

本会則の変更は、倶楽部理事会の承認を得て、会社が行う。

### 第35条 (会則の運用)

会則に定められていない事項、約款の条項で解釈に疑義を生じたときは、会社は、倶楽部理事会の承認を得て解決する。

### 付則

- この会則は昭和62年12月21日より施行する。  
この会則は平成8年3月1日より施行する。  
この会則は平成12年11月9日より施行する。  
この会則は平成18年4月1日より施行する。  
この会則は平成19年10月14日より施行する。  
この会則は平成22年11月1日より施行する。  
この会則は平成24年4月29日より施行する。